

第 48 号（第53条関係）（平27内府令 6 ・ 全改、令元内府令12 ・ 一部改正）

教 習 射 撃 指 導 員 解 任 命 令 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 印		
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定により、下記のとおり教 習射撃指導員の解任を命ずる。		
教 習 射 撃 場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	管 理 者	
教 習 射 撃 指 導 員	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	選 任 年 月 日	
解 任 を 命 ず る 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。